

# システム L S I 雇用創出支援事業 【実施フロー】

( : 財団が行う手続、 企業が行う手続、 : 双方が行う手続 )

採択決定・通知

委託契約締結

求人

- ・ハローワーク（必須）HP 掲載等により求人を行ってください。
- ・HP 等を見て応募する求職者は、ハローワークを経由する必要はありません。

失業者の新規雇用

- ・採用にあたっては、新規雇用の失業者であることを証明する書類を提示する必要があることを説明の上、同意を得てください。

新規雇用者が失業者であることを証する書類、給与額の根拠となる書類の提示

- ・失業証明書類  
雇用保険受給資格者証の提示によることを基本とします。  
求職申込年月日が6月以降となっている場合、または、雇用保険受給資格者証が提示できない場合は、他の公的書類の提示が必要となります。
- ・給与根拠書類  
履歴書、職務経歴書、給与規程等により、適正な給与額であること示してください。

失業者であることの確認、給与確認

：

各種報告書提出（様式および提出時期は別途指定）

請求書・支出証拠書類提出（四半期毎）

委託金支払い

：

# システム L S I 雇用創出支援事業

## 【 Q & A 】

Q . 失業者とは？

A . 労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者を指します。

- ・ 常用雇用先を探している登録型派遣労働者は失業者とみなします。
- ・ 採用面接時点において在職中であっても、雇い止めが予定されている場合は、失業者とみなします。

Q . 新製品販売等により収入が生じた場合は？

A . 事業期間中の収入に関しては、利益相当額を返還する必要があります。

Q . 開発によって生じた知的財産の取り扱いは？

A . 産業技術力強化法第 19 条に準じて取り扱われます。

具体的には、受託者が次の点について同意すれば、知的財産は受託者に帰属することになります。

- ・ 特許出願等を行った際には、遅滞なく、その旨を報告すること
- ・ 国、県、財団が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国、県、財団に許諾すること
- ・ 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国、県、財団が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること

### 産業技術力強化法第 19 条の趣旨

委託の成果は委託者に帰属するのが原則ですが、知的財産を国等に帰属させた場合には死蔵されることが多いため、開発成果の有効活用を目的として、特別の事情が生じた場合の実施権を国等に留保することを条件として、知的財産を受託者に帰属させる制度です。